解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

広島市南区宇品御幸五丁目九番一二号

株式会社システムプロ

代表清算人　北野満津喜

解散公告

当社は、平成二十五年四月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

香川県高松市屋島西町二四八四番地一一

株式会社サニーアークス

代表清算人　石井　清英

解散公告

当法人は、平成二十四年八月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

愛媛県西予市三瓶町朝立一番耕地四三八番地二八七　みかめ海の駅「潮彩館」内

特定非営利活動法人　三瓶まんぼう会

清算人　竹﨑　幸仁

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十一日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

北九州市小倉北区中井三丁目一八番九号

株式会社サステナブル

代表清算人　西村　真

解散公告

当社は、平成二十五年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

大分県竹田市荻町馬場四一九番地一一

有限会社小松屋

清算人　工藤　重光

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

岩手県大船渡市三陸町越喜来字前田二三番地

財団法人三陸教育施設運営会

代表清算人　西村　輝夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

秋田県秋田市向浜一丁目二番一号

社団法人秋田県技能士会連合会

代表清算人　成田　誠

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

福島県福島市中町七番一七号

社団法人福島県牛乳協会

代表清算人　二瓶　孝也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

千葉県松戸市新松戸三丁目二七番地

財団法人新松戸郷土資料館

代表清算人　大井　弘好

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

千葉市中央区院内二丁目五番六号

財団法人千葉愛育会

代表清算人　日高　正和

解散公告（第一回）

当財団法人は、寄付行為により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

横浜市神奈川区白楽一〇九番地の一ニューライフ幼稚園内

財団法人ニューライフ学園

代表清算人　鎗田　聖一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

神奈川県藤沢市辻堂西海岸一丁目一番二五号

財団法人糸山財団

清算人　糸山英太郎

解散公告（第一回）

当公社は、国土交通省北陸地方整備局長の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

石川県羽咋市寺家町レ四八番二

石川県道路公社

清算人　高橋　裕之

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

名古屋市港区寛政町三丁目四一番地一

財団法人中部盲導犬協会

代表清算人　殿塚　猷一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

大阪市淀川区西中島六丁目五番三号

財団法人日本地下水理化学研究所

代表清算人　村岡　浩爾

繊維信用基金民間出えん金に係る弁済供託のお知らせ

繊維産業構造改善事業協会から権利義務を承継した繊維信用基金について、民間出えん金の未返還分は、平成二十五年三月六日から十九日にかけて弁済供託を行ったので、お知らせします。

平成二十五年四月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号

独立行政法人中小企業基盤整備機構

理事長　高田　坦史